



2018年1月から自動車保険の保険料率が改定

AEB装着の自動車保険料割引に

発売後約3年以内の自動車 が対象

自動車保険や火災保険などの料率を算出する団体「損害保険料率算出機構」が実施した自動車保険の参考純率の改定に伴い、2018年1月から、AEB（衝突被害軽減ブレーキ）装着ありの自家用普通・小型乗用車の自動車保険料率が9%の割引となります。自動車は発売後約3年以内の型式が対象となります。

自動車保険の参考純率では、自家用普通・小型乗用車は市場での台数が多く、さまざまな形状・構造・装備・性能

の自動車が存在するため、「型式別料率クラス」によって保険料を細分化しています。

2018年1月1日からは、この「型式別料率クラス」の仕組みの一部を改善し、「AEB（衝突被害軽減ブレーキ）の装着の有無」で保険料をさらに区別することにしました。

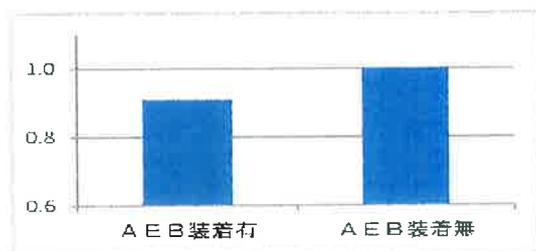
こうした改定の背景には①AEBを装着した自動車の開発・普及が進んでおり、AEBによるリスク軽減効果が高いこと、②現在の型式別料率クラスでは、AEBによるリスク軽減効果を十分

には評価できていない部分があることがあるようです。

また、自家用軽四輪乗用車についても、今回の改定で同じ保険料率係数を導入します。今回の改定では、自家用軽四輪乗用車についても2020年1月1日までに型式別料率クラスを導入することを前提としているということです。

これらの割引率や割引の実施時期は損害保険会社ごとに異なることもありますので、ご加入の保険会社や担当の保険代理店に自身の自動車該当するかどうか確認してみるとよいかもしれません。

損害保険の保険料率は保険金に充当する純保険料率部分と保険事業を営むための部分等に充当する付加保険料率部分で構成されていて、参考純率とはこのうちの純保険料率のことをさします。



注3 AEB装着無のリスクを「1.0」とした場合のリスク較差
注4 2012～2014年度の保険実績により把握

保険についてのお問合せやご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。